

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件 名 下流管理所日産ADバンタイヤ組み換え業務【オープンカウンター方式】
- 2 施行場所 受注者の工場
- 3 履行期間 契約締結の翌日から 令和7年10月31日 まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加条件 愛知県内に本店または支店が所在すること
- 3 見積書等
  - 1) 様式等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。  
②余白にくじ番号を記載して下さい。
  - 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。
  - 3) 提出期限 令和7年9月26日 16:00 まで
  - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)  
**FAX : 0561-39-5464**  
**メールアドレス : nyukei\_aichi@water.go.jp**
  - 5) 質問書 令和7年9月18日 16:00 まで
  - 提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
  - 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年9月29日16:00まで**とします。
  - 7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の支払となります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

## 下流管理所日産ＡＤバンタイヤ組み替え業務 仕様書

### 第１節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する下流管理所日産ＡＤバンタイヤ組み替え業務に適用します。

### 第２節 納品場所

愛知県常滑市金山字石坂２０１

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 下流管理所

### 第３節 納入期間

契約締結の翌日から令和７年１０月３１日まで

### 第４節 仕様

本件は、車両（日産ＡＤバン）１台のノーマルタイヤの交換を行い、廃タイヤの処分を行うものです。購入するタイヤは国内製とします。

見積書には以下の２区分で記載をお願いします。

なお、タイヤ代金には、脱着、組み換え、バランス調整、ゴムバルブ交換を含めた金額を見積書に記載してください。

車両の移動は、施行場所が常滑市内であれば機構職員が行い、それ以外の遠方であれば受注者が行うものとします。

| 品名                    | 規格        | 単位 | 数量 | 備考                |
|-----------------------|-----------|----|----|-------------------|
| 日産 ＡＤバン<br>前後輪ノーマルタイヤ | １６５／８０Ｒ１３ | 本  | ４  | 車検証を参照<br>してください。 |
| 廃タイヤ処分                |           | 本  | ４  |                   |

### 第５節 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者受注者が協議して定めるものとします。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

| くじ用数値 |   |   |
|-------|---|---|
| 1     | 2 | 3 |

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |
| ◎◎工業  | ¥500,000- | 2     | 1     |

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。